

## 【お詫びと訂正】

『税理士が直面する 新たな不動産登記法・共有関係等の実務』（令和5年11月刊行）において下記2点の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

税務研究会出版局

### 1. 【P49】（「B」を「叔父」と読み替え）

49頁の「（3）所在等不明共有者の不動産の持分の取得」のA7の文中における「B」とは、Q7における「叔父」を指していますので、A7の文中の「B」は「叔父」と読み替えてください。

### 2. 【P70】（日付の訂正）

70頁の「Q4 改正民法施行前に相続開始した場合の具体的相続分主張の期間制限の考え方」内の、上から3行目カッコ書き内（訂正箇所の下線を付しています）。

（誤）令和4年5月1日

（正）令和5年4月1日

（令和6年9月18日現在）